



年末調整の時期がやってきました！

●年末調整はなぜするの？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。

① 所得税額の精算

毎月の給与から天引きされる所得税額は、仮の金額です。1年間の給与が確定した時点で税額も確定しますので、徴収済の税額との差額を年末に精算することになります。

年末調整とはその精算手続きをいいます。

② 確定申告の代わり

所得がある個人は、原則として確定申告をしなければいけません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をするため、給与をもらった人は確定申告をしなくてもよいことになっているのです。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している人で、次のような人が対象となります。

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
(前職があるときは、その源泉徴収票を会社に提出した人に限ります。)
- ③ 12月の給与をもらってから退職した人
(注)給与の収入金額が2,000万円を超える人や、2ヶ所以上から給与をもらっていて「扶養控除等申告書」を提出していない人は対象となりません。

●還付金額が減る主な原因は？

前年と比べて、還付金額が減った場合には、以下のような原因が考えられます。

① 給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

源泉徴収税額表の見間違いや、古い源泉徴収税額表、又は復興特別所得税を含めないで計算していた場合があります。

また、給与に比べて賞与の割合が多い場合にも還付金額が減る可能性があります。

② 扶養親族の減少が年末に判明

奥様が働きはじめたり、お子さんが就職し独立した事実を、年末までに会社に報告していなかった場合があります。



③ 保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・損害保険・国民年金などは、控除証明書がない場合は、控除できません。(再発行には時間がかかるため、お早めにご確認下さい。)

●年末調整に加えて確定申告が必要となる人

- ① 医療費控除を受ける人(最高200万円の控除が受けられます。)
- ② マイホーム購入による住宅ローン控除を初めて受ける人(申告には、金融機関から年末残高等証明書を取得する必要があります。)
- ③ 給与以外の所得がある人
- ④ 2ヶ所以上から給与をもらっている人、など

●個人住民税の「特別徴収」への一本化

年末調整の結果、自動的に計算される住民税は、これまでと徴収の方法が大きく変わる事になりました。

従来から特別徴収が原則でしたが、給与支払報告書に「普通徴収希望」と書くだけで普通徴収が認められていました。

しかし、今回から限定された下記の理由に該当し、かつ「普通徴収切替理由書」を提出した場合にのみ普通徴収が認められます。

「限定された理由」とは下記のとおりです。
ア: 総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下

イ: 他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者

ウ: 毎月の給与が少なく、税額が引けない

エ: 給与の支払期間が不定期(例: 給与の支払が毎月ではない)

オ: 普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)

カ: 退職者・退職予定者(H27年5月末日まで)

これにより、ほとんどの事業者では特別徴収を実施しなくなるとなり、住民税の課税が強化されることになったとお考え下さい。

(真崎 正剛)